



認 証 書

ITセキュリティ評価及び認証制度に基づき、下記のとおり認証する

平成25年8月20日

(認証日:平成22年3月29日)

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 藤江 一正

原紙
押印済

日本版名称 : **imagio** セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア

海外版名称 : **DataOverwriteSecurity Unit Type H Software**

バージョン **1.02x**

認 証 番 号 : C 0 2 5 2
申 請 者 : 株式会社リコー
開 発 者 : 株式会社リコー

IT製品、システムの種別 : データオーバーライトソフトウェア

評価機関の名称 : 株式会社電子商取引安全技術研究所 評価センター

適用した評価基準 :

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア バージョン3.1 改訂第2版
(翻訳第2.0版)

適用した評価方法 :

情報技術セキュリティ評価のための共通方法 バージョン3.1 改訂第2版
(翻訳第2.0版)

保証パッケージ : EAL3

適合PP名 : なし

【注意事項】

本認証書は、IT 製品等が「IT セキュリティ評価及び認証制度」で承認された評価機関による以下の評価基準

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア バージョン 3.1 改訂第 2 版（翻訳第 2.0 版）及び、以下の評価方法

情報技術セキュリティ評価のための共通方法 バージョン 3.1 改訂第 2 版（翻訳第 2.0 版）に基づく評価結果がセキュリティ保証パッケージに適合していることを示すものである。

本認証書及び対応する認証報告書は、評価された構成に対する IT 製品等の特定のバージョン又はリリースのみ適用される。評価は「IT セキュリティ評価及び認証制度」の規定に従って行われ、評価機関による評価報告書の結論は、評価の提供物件にのみ対応する。

本認証書は、独立行政法人情報処理推進機構及び本認証書を承認する他の組織による IT 製品等の保証書ではない。また、独立行政法人情報処理推進機構及び本認証書を承認する他の組織は、明示、黙示を問わず、IT 製品等に関するいかなる保証も行わない。

なお、本認証書を、記載されている IT 製品、システムと異なるバージョンのものに使用する等、不正に使用したり、誤解を招くような方法で広告、説明等に使用した場合は、認証の取消しを行うことがある。

【変更履歴】

平成22年3月29日	認証TOE：日本版名称：imagio セキュリティカード タイプ7 ソフトウェア 海外版名称：DataOverwriteSecurity Unit Type H Software バージョン 1.01x
平成22年5月25日	(再発行理由) 保証継続 (ACR-C0252-01)
平成23年1月28日	(再発行理由) 保証継続 (ACR-C0252-02)
平成23年4月14日	(再発行理由) 保証継続 (ACR-C0252-03)
平成24年2月3日	(再発行理由) 保証継続 (ACR-C0252-04)
平成24年6月27日	(再発行理由) 保証継続 (ACR-C0252-05)
平成25年1月7日	(再発行理由) 保証継続 (ACR-C0252-06)
平成25年5月31日	(再発行理由) 保証継続 (ACR-C0252-07)
平成25年8月20日	(再発行理由) 保証継続 (ACR-C0252-08)